

秋田県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成30年2月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	施術者の住所	変更年月日
旧	川田 たける	佐藤治療院	南秋田郡五城目町字上町 245番地	男鹿市弘戸字尻深一番谷 地84番地2	平成29年8月28日
新		出張專業	—		
旧	船起 慎一	株式会社フレアス フレアス在宅マッサー ージ	秋田市広面土手下45番地 1	潟上市天王字細谷長根 231番地11	平成29年10月11日
新				男鹿市船越字本町11番地 26	
旧	伊藤 友紀	わかば鍼灸マッサー ジ院	由利本荘市石脇字田尻28 番地272	由利本荘市石脇字田尻28 番地272	平成29年12月20日
新			由利本荘市石脇字田尻野 6番地46	由利本荘市石脇字田尻野 6番地46	